

## 農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(米原市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地					設定する権利							
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	農事組合法人 のとせファーム	滋賀県米原市	米原市	能登瀬	上川原	1407	田	2,950	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	農事組合法人 のとせファーム	滋賀県米原市	米原市	能登瀬	上川原	1418	田	3,920	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	農事組合法人 のとせファーム	滋賀県米原市	米原市	能登瀬	上川原	1474	田	2,076	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	顔戸	越手	2502	田	2,117	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	顔戸	下七坂	2438	田	867	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	顔戸	栗羽根	2515	田	1,016	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	顔戸	八田	2395	田	2,226	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	顔戸	八田	2396	田	1,632	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	顔戸	班	2401	田	1,130	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	顔戸	班	2402	田	831	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	顔戸	北荒毛	2390	田	902	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	顔戸	北荒毛	2391	田	2,982	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	西円寺	嫁ヶ渚	1542	田	1,741	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	西円寺	清水田	1612	田	2,992	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	西円寺	清水田	1613	田	3,260	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	株式会社 眞名井	滋賀県米原市	米原市	西円寺	前田	792	田	1,079	賃借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	株式会社 カジタファーム	滋賀県米原市	米原市	村木	向田	1486	田	1,451	使用貸借権	水田	R5.8.1	R15.7.31	10年	-	-
18	中西 均	滋賀県米原市	米原市	村木	青良	1341	田	2,646	賃借権	水田	R5.8.1	R14.12.31	9年5ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき